BTMU(China)実務・制度ニュースレター

2013年5月6日 第64期

国家外貨管理局、外債登記管理弁法を公布 ~外債登記管理手続の一部審査権限を銀行に委譲~

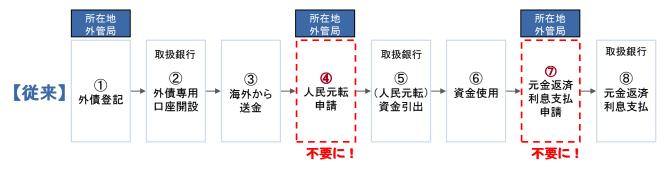
トランザクションバンキング部 中国調査室

2013年5月2日、国家外貨管理局(以下、「外管局」)はホームページ上で「『外債登記管理弁法』通知の公布」(匯発[2013]19号。以下、「通知」)を公布しました。「通知」1は2013年5月13日より施行されます。

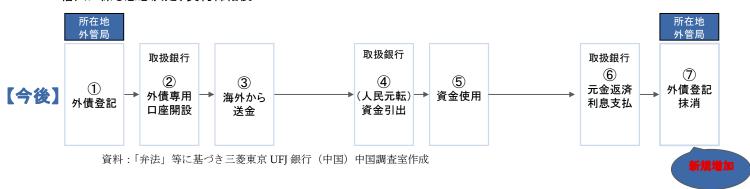
「通知」によれば、従来外管局で審査認可が必要とされていた外債口座の開設や外債資金の人民元転・引き出し、元金返済等一部の関連手続に関する審査認可権限が、銀行に委譲されることとなります。

【外債資金を利用した人民元転手続のイメージ図 (新旧比較)】

借入に係る意思決定、契約締結後



借入に係る意思決定、契約締結後



「通知」の主な内容は以下の通りとなりますが、具体的な運用等詳細につきましては、今後各地の外貨管理当局に確認していく必要があります点、ご注意ください。

^{1「}通知」の添付ファイルとして「外債登記管理弁法」(以下、「弁法」)と「外債登記管理操作ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)が同時に公布されました。



一、外債登記関連

「通知」では、外債契約登記は従来通りに外管局での審査認可が必要であると規定されています。 また、外管局への外債抹消登記手続が新たに要求されており、外債未返済残高がゼロで、且つ債務者が引き出しを行なわない場合には、外債全額返済完了後 1 ヵ月以内2に外債専用口座及び返済専用口座を閉鎖の上、外管局で抹消登記を行うことが必要となります。

【図表 1】外債登記			
項目	具体的な内容		
外債登記の定義	外債登記とは、債務者が規定に基づき、外債を借り入れた後、規定された方式 に基づき外管局に外債の締結、引き出し、返済、および外貨転・人民元転等情報を登記、或いは報告することを指す。		
外債契約登記	▶ 外管局の審査認可が必要(従来比不変)。		
変更登記	▶ 外債借入契約に変更が生じる場合、債務者は外管局で外債契約変更登記を行う。(従来比不変)。		
外債抹消登記手続	外債未返済残高がゼロで、且つ債務者が引き出しを行なわない場合、債務者は規定に基づき、外管局で外債抹消登記手続きを行う(今回新たに要求追加。従来は不要。		
債務者が非銀行債務者 ³ の 場合の外債情報報告	規定時間以内に外管局に取引毎に登記、或いは届出(従来比不変)。		
域内銀行経由せずに 資金収支を行う場合	▶ 非銀行債務者は、外債資金の引き出し、元利金返済、外債未返済残高変更の 発生後、関連証明資料を持参し、外管局に届出手続を行う(新たに明確化され た事項)。		

二、外債口座、資金使用、および人民元転・外貨転

外債専用口座の開設、外債資金の人民元転・引き出し、人民元の外貨転した上での外債資金の返済、および外債専用口座の閉鎖に関する手続は、従来外管局の審査認可を取得しなければならないとされていましたが、「通知」施行以降、これらの事項はいずれも外管局の審査認可が不要となり、取扱銀行が関連審査を行った上で、直接取扱うことが可能となっており、各手続取扱所要時間の短縮が期待されています。

また、「通知」では、外商投資企業による外債資金の人民元転利用を可能と明記しています。外債資金の使用については、「通知」では、「短期外債は原則として流動資金のみに使用し、固定資産投資等の中長期用途に使用してはならない。」と強調する一方、中長期外債の流動資金としての使用は可能⁴であることが明記されました。

このほか、従来では明記されていなかった、外債を借り入れた企業が人民元資金を外貨転した上で外債資金の返済に充当することの可否について、「通知」では、「実需原則に基づき、取扱可能」と明記しています。

^{2「}ガイドライン」の七、「外債抹消登記」の部分ご参照。

³ 財政部門、銀行以外のその他の域内債務者。

^{4「}ガイドライン」の三、「銀行による非銀行債務者のための口座開設、口座閉鎖」部分をご参照。



【図表 2】外債口座、資金使用及び人民元転・外貨転					
項目	現状	「通知」施行後			
外債専用口座開設	外管局発行の「外債登記証」を	銀行が関連資料を審査した上で手続を			
	取得した上で、銀行で手続を実施	実施			
外債資金の人民元転・引き出し	要外管局審查認可	実需原則に基づき、直接銀行に関連証明			
		資料を持参し、手続を実施			
人民元資金を外貨転した上での	要外管局審查認可	実需原則に基づき、直接銀行に関連証明			
外債資金の返済		資料を持参し、手続を実施			
外債専用口座閉鎖	外管局審査認可(要確認)5	銀行が関連資料を審査した上で実施			

三、「外保内貸」6外貨管理

「通知」では、「外保内貸」関連のデータ報告、および保証履行時の外貨登記手続について以下の通り定めています。また、「外保内貸」における、外商投資企業と中資系企業の外債規模管理について、それぞれ明確にしています。

【図表 3】「外保内貸」				
項目		具体的な内容		
「外保内貸」に係わるデータ	>	域内債権者が関連規定に基づき所在地外管局に関連データを報告		
報告と外債登記	>	域外保証が履行された場合、債務者は所在地外管局に外債登記を実施		
外商投資企業の場合	>	域外保証を履行した場合、保証金額を外商投資企業の外債規模管理		
		に入れること。		
	>	所在地外管局に「外保内貸」の限度額を申請。		
中資系企業の場合	>	中資系企業は外管局に確定された限度額内において、直接保証契約の		
		締結が可能。		

四、処罰

「通知」では、関連の罰則も明確化されました、詳細は次ページの通りです。

⁵上海の場合は、口座閉鎖際に残高金額は1,000米ドル以上の場合、上海外貨管理局の審査認可が必要です。

⁶ 規定に合致する債務者が域内金融機関より資金を借り入れる際に、域外機関・個人の保証を受ける取引。



【図表 4】処罰				
項目	具体的な内容			
不法な外債資金の人民元転	「外貨管理条例」第四十一条に基づき処罰。			
外債管理に違反した無断の域外借金借り入れ、或いは	「外貨管理条例」第四十三条に基づき処罰。			
域外債券発行等の活動				
規定に違反した、外債或いは人民元転した外債資金	「外貨管理条例」第四十四条に基づき処罰。			
用途の無断変更				
規定に基づく外債に係わる国際収支申告の未実施	左表のいずれかに該当する場合、			
規定に基づく外債統計フォーム等書類の未報告	「外貨管理条例」第四十八条に基づき処罰。			
規定に基づく外債業務の有効証憑の未提出、或いは真実				
ではない証憑の提出				
外債口座管理規定違反				
外債登記管理規定違反				
規定に違反した外債資金収支	左表のいずれかに該当する場合、			
規定に違反した外債項目下の人民元転・外貨転	「外貨管理条例」第四十七条に基づき処罰。			
本弁法に違反する他の行為	「外貨管理条例」の法律責任の関連規定に 基づき処罰。			

その他、「通知」では、不良資産の対外譲渡の外貨管理についても規定しています。

なお、中国人民銀行は、今回の「通知」の発布部署に加わっていませんので、同行が所管する人民元建の外債につきましては、当面従来の管理が行われるものと考えられます。

また、国家外貨管理局は、「通知」とは別に、「資本項目情報システム推進に関する通知」(匯発[2013]17号)を公布し、今後の資本項目関連取引を監督管理モニタリングする新しいシステムとなる「資本項目情報管理システム」を、「通知」施行日と同じ2013年5月13日より稼動することを発表しています。この「新資本項目情報システム」稼動後の外債管理に係るオペレーション上の関連事項などにつきましては、関連情報入手次第、別途ご案内申し上げます。

以上



以下は「通知」、「弁法」の原文と日本語訳です。

中国語原文

国家外汇管理局 关于发布《外债登记管理办法》的通知 汇发[2013]19 号

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外 汇管理部,深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分 局,各中资外汇指定银行:

为深化外汇管理体制改革,简化行政审批程序,强化外债统计监测,防范外债风险,国家外汇管理局决定改进外债登记管理方式。为此,国家外汇管理局制定了《外债登记管理办法》和《外债登记管理操作指引》,现印发给你们,请遵照执行。

本通知自 2013 年 5 月 13 日起实施。之前规定与本通知内容不一致的,以本通知为准。本通知实施后,附件 3 所列法规即行废止。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后,应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行;各中资银行接到通知后,应及时转发所辖各分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

附件: 1. 外债登记管理办法

- 2. 外债登记管理操作指引
- 3. 废止法规目录

国家外汇管理局 2013 年 4 月 28 日

日本語対訳

国家外貨管理局 「外債登記管理弁法」発布に関する通知 **匯発**[2013]19 号

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨 管理部,深圳、大連、青島、寧波市分局,各中資 外貨指定銀行:

外貨管理体制改革の深化、行政審査手順の簡素化 および、外債統計モニタリングの強化、外債リス クの防止のために、国家外貨管理局は外債登記管 理方式の改善を決定した。ここに国家外貨管理局 が制定した「外債登記管理弁法」、「外債登記管理 操作指引」を印刷発布するので、遵守のうえ執行 されたい:

本通知は2013年5月13日より施行する。従来の 外貨管理規定が本通知と一致しない場合、本通知 を基準として処理する。本通知の実施後、付属資料3に列挙されている法規は同時に廃止する。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知受領後、管轄内中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に遅滞なく転送しなければならず、各中資銀行は、本通知の受領後、遅滞なく所轄する分支機構に転送しなければならない。施行中に問題が生じた場合は、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司にフィードバックのこと。

付属資料:1. 外債登記管理弁法

2. 外債登記管理操作手引き

3. 廃止法規目録

国家外貨管理局 2013年4月28日



附件1

外债登记管理办法

第一章 总则

第一条 为准确、及时、完整统计外债信息,规范外债资金流出入的管理,防范外债风险,根据《中华人民共和国外汇管理条例》(以下简称《外汇管理条例》)和《外债统计监测暂行规定》,制定本办法。

第二条 债务人应按照国家有关规定借用外债,并办理外债登记。

第三条 国家外汇管理局及其分支局(以下简称外汇局)负责外债的登记、账户、使用、偿还以及结售汇等管理、监督和检查,并对外债进行统计和监测。

国家外汇管理局负责全口径外债的统计监测,并定期公布外债情况。

第四条 国家外汇管理局根据国际统计标准,结合 我国实际情况,确定外债统计范围和统计方法。 外债统计方法包括债务人登记和抽样调查等。

第五条 国家外汇管理局可根据国际收支变化情况,对外债登记范围和管理方式进行调整。

第二章 外债登记

第六条 外债登记是指债务人按规定借用外债后,应按照规定方式向所在地外汇局登记或报送外债的签约、提款、偿还和结售汇等信息。根据债务人类型实行不同的外债登记方式。

外债借款合同发生变更时,债务人应按照规定到 外汇局办理外债签约变更登记。 付属資料1

外債登記管理弁法

第一章 総則

第一条 正確に、遅滞なく、完全に外債情報を統計し、外債資金流出入管理を規範化し、外債リスクを防止するため、『中華人民共和国外貨管理条例』(以下は「外貨管理条例」)、『外債統計モニタリング暫定規定』に基づき、本弁法を制定する。

第二条 債務者は国家関連規定に基づき外債を借り入れ、且つ外債登記を行わなければならない。

第三条 国家外貨管理局及びその分支局(以下、 外管局)は外債の登記、口座、使用、返済、およ び人民元転・外貨転管理、監督および検査を行い、 外債に対し統計とモニタリングを行う。

国家外貨管理局は外債統計モニタリングの全解釈 取扱に責任を負い、且つ定期的に外債状況を公布 する。

第四条 国家外貨管理局は、国際統計基準に基づき、わが国の実際の状況に合わせて、外債統計の 範囲と統計方法を確定する。外債統計方法は債務 者登記とサンプル調査等を含む。

第五条 国家外貨管理局は、国際収支の変化に応じて、外債登記の範囲と管理方式に対し調整を行うことができる。

第二章 外債登記

第六条 外債登記は債務者が規定に基づき、外債を借り入れた後、規定の方式に基づき所在地の外管局に外債の契約、引き出し、返済および人民元転・外貨転等の情報を登記、或いは報告することを指す。債務者のタイプによって異なる外債登記方式を実行する。

外債借入契約に変更が生じた際には、債務者は規 定に従い外管局において外債契約変更登記を行わ なければならない。 外债未偿余额为零且债务人不再发生提款时,债 务人应按照规定到外汇局办理外债注销登记手 续。

第七条 债务人为财政部门,应在每月初10 个工作日内逐笔向所在地外汇局报送外债的签约、提款、结汇、购汇、偿还和账户变动等信息。

第八条 债务人为境内银行,应通过外汇局相关系 统逐笔报送其借用外债信息。

第九条 债务人为财政部门、银行以外的其他境内 债务人(以下简称非银行债务人),应在规定时 间内到所在地外汇局办理外债签约逐笔登记或备 案手续。

第十条 对于不通过境内银行办理资金收付的,非银行债务人在发生外债提款额、还本付息额和未偿余额变动后,持相关证明材料到所在地外汇局办理备案手续。

第三章 外债账户、资金使用和结售汇管理

第十一条 境内银行借用外债,可直接在境内、外银行开立相关账户,直接办理与其外债相关的提款和偿还等手续。

第十二条 非银行债务人在办理外债签约登记后,可直接向境内银行申请开立外债账户。

非银行债务人可开立用于办理提款和还款的外债 专用账户,也可根据实际需要开立专门用于外债 还款的还本付息专用账户。 外債未返済残高がゼロで、且つ債務者の引き出し が今後発生しない場合には、債務者は規定に基づ き、外管局に外債抹消登記手続きを行わなければ ならない。

第七条 債務者が財政部門である場合、毎月初10 営業日以内に、取引・情報変更毎に所在地外管局 に外債の契約締結、引き出し、人民元転、外貨転、 返済および口座変更等情報を登記、或いは報告し なければならない。

第八条 債務者が域内銀行の場合、外管局の関連 システムを通じて取引毎に外債借入情報を報告し なければならない。

第九条、債務者が財政部門、銀行以外のその他の 域内債務者(以下、非銀行債務者と略)である場 合、規定の時間内に所在地外管局において取引毎 に登記、或いは届出手続を行わなければならない。

第十条 域内銀行を経由しない資金収支について、非銀行債務者は、外債の引き出し額、元本返済利息支払額、外債未返済残高額に変更が生じた際、関連証明資料を持参し、所在地の外管局において届出手続を行わなければならない。

第三章 外債口座、資金使用と人民元転・外貨転 管理

第十一条 域内銀行が外債を借り入れる場合、直接域内、域外銀行に関連口座を開設し、直接外債関連の引き出しおよび返済手続を行うことができる。

第十二条 非銀行債務者は、外債契約登記後、直 接域内銀行に外債口座開設を申請することができ る。

非銀行債務者は引き出しおよび返済用の外債専用 口座を開設することができ、実際の需要に応じて 外債返済専用の元利金支払専用口座を開設するこ ともできる。



第十三条 根据非银行债务人申请,银行在履行必要的审核程序后,可直接为其开立、关闭外债账户以及办理外债提款、结售汇和偿还等手续。

第十四条 外商投资企业借用的外债资金可以结 汇使用。除另有规定外,境内金融机构和中资企 业借用的外债资金不得结汇使用。

第十五条 债务人在办理外债资金结汇时,应遵循实需原则,持规定的证明文件直接到银行办理。 银行应按照有关规定审核证明文件后,为债务人办理结汇手续。

第十六条 债务人借款合同中约定的外债资金用途应当符合外汇管理规定。

短期外债原则上只能用于流动资金,不得用于固定资产投资等中长期用途。

第十七条 债务人购汇偿还外债,应遵循实需原则。

银行应按照有关规定审核证明文件后,为债务人办理购付汇手续。

第四章 外保内贷外汇管理

第十八条 符合规定的债务人向境内金融机构借款时,可以接受境外机构或个人提供的担保(以下简称外保内贷)。境内债权人应按相关规定向所在地外汇局报送相关数据。发生境外担保履约的,债务人应到所在地外汇局办理外债登记。

第十三条 非銀行債務者の申請に基づき、銀行は 必要な審査プロセスを履行した後、直接外債口座 の開設、閉鎖、および外債引き出し、人民元転・ 外貨転や返済等の手続を行うことができる。

第十四条 外商投資企業は外債資金を人民元転して使用することができる。別途規定がある場合を除き、域内金融機構および中資企業が借り入れる外債資金は人民元転し、使用してはならない。

第十五条 債務者が外債資金を人民元転する際に は、実需原則を遵守し、規定された証明書類を持 参して直接銀行で処理を行わなければならない。 銀行は関連規定に基づき証明書類を審査した後に 債務者のために人民元転手続を行わなければなら ない。

第十六条 債務者が借入契約において定めた外債 資金用途は、外貨管理規定に合致していなければ ならない。

短期外債は原則として流動資金のみに使用し、固 定資産投資等の中長期用途に使用してはならな い。

第十七条 債務者は外貨転によって外債を返済する場合、実需原則を遵守しなければならない。 銀行は関連規定に基づき証明書類を審査した後に 債務者のために外貨転・対外支払手続を行わなければならない。

第四章 域外保証に基づく域内借入(「外保内貸」) 外貨管理

第十八条 規定に合致する債務者は、域内金融機関から資金を借り入れる際に、域外機関・個人の保証を受けることができる(以下「外保内貸」と略)。域内債権者は、関連規定に基づき所在地外管局に関連データを報告しなければならない。域外保証履行発生時には、債務者は所在地の外管局で外債登記を行わなければならない。

第十九条 外商投资企业办理境内借款接受境外 担保的,可直接与境外担保人、债权人签订担保 合同。

发生境外担保履约的,其担保履约额应纳入外商 投资企业外债规模管理。

第二十条 中资企业办理境内借款接受境外担保的,应事前向所在地外汇局申请外保内贷额度。 中资企业可在外汇局核定的额度内直接签订担保 合同。

第五章 对外转让不良资产外汇管理

第二十一条 境内机构对外转让不良资产,应按规定获得批准。

第二十二条 对外转让不良资产获得批准后,境外 投资者或其代理人应到外汇局办理对外转让不良 资产备案手续。

第二十三条 受让不良资产的境外投资者或其代理人通过清收、再转让等方式取得的收益,经外汇局核准后可汇出。

第六章 罚则

第二十四条 外债资金非法结汇的,依照《外汇管理条例》第四十一条进行处罚。

第二十五条 有擅自对外借款或在境外发行债券 等违反外债管理行为的,依照《外汇管理条例》 第四十三条进行处罚。

第二十六条 违反规定,擅自改变外债或外债结汇资金用途的,依照《外汇管理条例》第四十四条进行处罚。

第十九条 外商投資企業が域内借入において域外 保証を受ける場合には、直接域外保証者、債権者 と保証契約を締結することができる。域外保証履 行発生時には、その保証履行金額は外商投資企業 の外債規模管理に組み入れなければならない。

第二十条 中資企業が域内借入において域外保証 を受ける場合には、事前に所在地外管局に外保内 貸限度額を申請しなければならない。中資系企業 は外管局が確定した限度額内において、直接保証 契約を締結することができる。

第五章 不良資産対外譲渡外貨管理

第二十一条 域内機関の不良資産対外譲渡は、規 定に基づき批准を取得しなければならない。

第二十二条 不良資産対外譲渡の批准後、域外投資者或いはその代理人は、外管局において不良資産対外譲渡に関連する届出手続を行わねばならない。

第二十三条 不良資産を譲り受ける域外投資者或 いはその代理人が清算・接収、再譲渡等の方式で取 得した収益は、外管局の確認・許可を経て対外送 金することができる。

第六章 罰則

第二十四条 不法な外債資金の人民元転について、「外貨管理条例」第四十一条に基づき処罰する。

第二十五条 勝手な対外借り入れの実行、或いは 域外での債券発行等の外債管理に違反する行為が ある場合、「外貨管理条例」第四十三条に基づき処 罰する。

第二十六条 規定に違反して、外債或いは外債の 人民元転資金の用途を勝手に変更した場合、「外貨 管理条例」第四十四条に基づき処罰する。



第二十七条 有下列情形之一的,依照《外汇管理 条例》第四十八条进行处罚:

- (一)未按照规定进行涉及外债国际收支申报的:
- (二)未按照规定报送外债统计报表等资料的;
- (三)未按照规定提交外债业务有效单证或者提 交的单证不真实的;
- (四)违反外债账户管理规定的;
- (五)违反外债登记管理规定的。

第二十八条 金融机构有下列情形之一的,依照 《外汇管理条例》第四十七条进行处罚:

- (一) 违反规定办理外债资金收付的;
- (二)违反规定办理外债项下结汇、售汇业务的。

第二十九条 其他违反本办法的行为,按《外汇管理条例》法律责任有关规定进行处罚。

第七章 附则

第三十条 银行应按照外汇管理相关规定,将非银行债务人的外债账户、提款、使用、偿还及结售汇等信息报送外汇局。

第三十一条 外汇局使用抽样调查等方式,采集境内企业对外贸易中产生的预收货款、延期付款等企业间贸易信贷信息。

境内企业与境外企业间发生贸易信贷的,无需按 照本办法规定办理外债登记。

第三十二条 债务人可按照有关规定签订以锁定 外债还本息风险为目的、与汇率或利率相关的保 值交易合同,并直接到银行办理交割。

第三十三条 本办法由国家外汇管理局负责解释。

第二十七条 以下のいずれか一つの状況にある場合、「外貨管理条例」第四十八条に基づき処罰する。

- (一) 外債国際収支申告を規定通り行わない場合
- (二)外債統計報告書等の資料を規定通り報告しない 場合
- (三)外債業務の有効証憑を規定通り提出しない 或いは提出した証憑が真実ではない場合
 - (四) 外債口座管理規定に違反する場合
 - (五) 外債登記管理規定に違反する場合

第二十八条 金融機関に以下のいずれか一つの状況がある場合、「外貨管理条例」第四十七条に基づき処罰する。

- (一) 規定に違反した外債資金の受入、支払の手続き を行なった場合
- (二)規定に違反した外債項目下の人民元転、外貨転 手続きを行った場合。

第二十九条 本弁法に違反するその他の行為に対して、「外貨管理条例」の法律責任の関連規定に基づき処罰する。

第七章 附則

第三十条 銀行は外貨管理関連規定に基づき、非銀行債務者の外債口座、引き出し、使用、返済、および人民元転・外貨転等の情報を外貨管理局に報告しなければならない。

第三十一条 外貨管理局はサンプル調査等の方式 を通じて、域内企業の対外貿易における前受、延 払等企業間の貿易与信情報を収集する。

域内企業と域外企業との間に貿易与信が発生する 場合、本弁法の規定に基づき外債登記を行う必要 はない。

第三十二条 債務者は、外債の元利金返済時のリスク限定を目的として、関連規定に基づき、為替或いは金利に関連するヘッジ契約を締結し、且つ直接銀行で交換決済を行うことができる。

第三十三条 本弁法は国家外貨管理局が解釈の責任を負う。

BTMU (China) 実務・制度ニュースレター

2013年5月6日 第64期



第三十四条 本办法自 2013 年 5 月 13 日起实施。

第三十四条 本弁法は 2013 年 5 月 13 日より施行する。

*付属資料2、3は割愛させていただきます。

【日本語仮訳:三菱東京 UFI 銀行(中国)トランザクションバンキング部中国調査室】

- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に 関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる 情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更する ことがありますので、予めご了承下さい。
- 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFI 銀行(中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京:北京市朝陽区東三環北路 5 号北京発展大厦 4 階 照会先:石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海:上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先:張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255